平成２５年（フ）第９８３１号
東京都豊島区西巣鴨３丁目10―１　オティアス623―103
債務者　木村　初代
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４６０号
横浜市青葉区千草台48番地11　サンフィール壱番館204
債務者　小鹿　仁美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目22番６号コーポ横溝203号
債務者　齊藤　真澄
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１７号
横浜市中区寿町３―12―４　松葉館、住民票上の住所横浜市金沢区釜利谷東４丁目53番９―205号
債務者　伊丹　啓一
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８８号
岡山市中区倉田663番地63
債務者　門脇多衣子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７３号
岡山市中区海吉1875番地５
債務者　川口　和昭
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７４６号
東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目12―２　マイン南吉祥寺Ⅰ―102
債務者　小澤　直好
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７５６号
東京都江戸川区西瑞江３丁目６―１　ウェアーハウス２―303
債務者　阿部めぐみ
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７８３号
東京都文京区水道２丁目17―３―301
債務者　山崎　直哉
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７８４号
東京都世田谷区赤堤５丁目25―９―101
債務者　沖　千恵理
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７９７号
東京都杉並区和泉１丁目３―15―203
債務者　大月小代里
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９号
栃木県小山市神鳥谷５丁目13番12号　ロワール神鳥谷Ａ103号室、従前の住所栃木県小山市神鳥谷２丁目23番16号
債務者　佐々木康次
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４１６０号
大阪市平野区瓜破西１丁目７番16―403号
債務者　伊佐　千穂（旧姓清水・飛山）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８号
東京都青梅市師岡町３丁目２番地の３河辺ホームズセンチュリー21　503号
債務者　山下　道雄
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７４号
東京都武蔵村山市本町２丁目２番地の９フリーデⅡ101号
債務者　井山　千尋
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部